

## 用語の解説

### 1 世帯主

名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計上の主たる収入を得ている人」のことをいう。

### 2 世帯人員

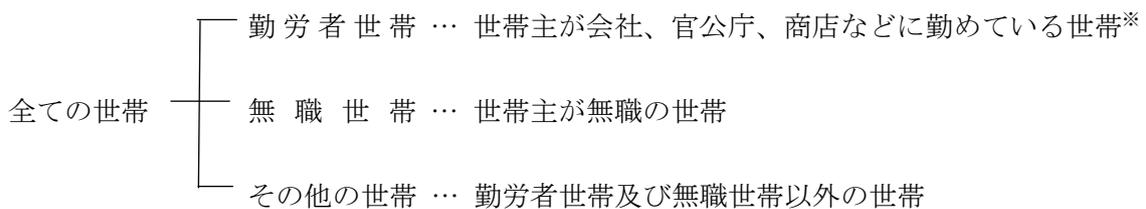
世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚、住み込みの家事使用人、営業使用人なども含めた世帯員の人数をいう。家族であっても別居中の人、家計を別にしてしている間借人などは含めない。

### 3 世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」（世帯員が一人のみの世帯）かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

### 4 世帯区分

世帯主の就業状態によって「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」に分類される。



※ 世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「その他の世帯」とする。

### 5 収入と支出

収入は、勤め先収入や事業・内職収入などの「実収入」、預貯金引出、クレジット購入などの「実収入以外の受取（繰入金を除く）」及び「前月からの繰入金」の三つに分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの「非消費支出」（「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。）、預貯金預け入れ、借入金返済などの「実支出以外の支出（繰越金を除く）」及び「翌月への繰越金」の四つに分類される。

### 6 収支項目分類

家計における収支を分類するための分類体系をいう。2019年全国家計構造調査の収支項目分類は、2020年1月改定の家計調査の分類を基に作成している。

消費支出については、「品目分類」と「用途分類」の二つの体系があるが、全国家計構造調査では品目分類を基本としている。ただし、交際費を別掲とし、用途分類による値を大分類（費目）で再現できるようにしている。

#### 品目分類と用途分類

消費支出は、品目分類と用途分類の2体系に分類されている。品目分類は、世帯が購入した商品及びサービスを、同一商品は同一項目に分類する方法である。用途分類は、商品及び

サービスを世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかによって大別し、世帯内で使う分については品目分類によって分類し、世帯外の人のために使う分のうち、贈答と接待に使う分は「交際費」として分類し、それ以外の方は世帯内で使う分と合わせて分類する方法である。

## 7 可処分所得

「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことをいう。

## 8 購入形態

世帯で購入した品目について、品目ごとにその支払い方法（「現金」、「クレジット、掛買い、月賦」、「電子マネー」等）を家計簿に記入する方法で調査した。

なお、集計上の「現金」には、支払方法で「現金」、「ポイント」、「商品券」、「デビットカード」、「口座間振込等」及び「自分の店の商品」とされたもののほか、自動引落としによる支払のうち「クレジット、掛買い、月賦」に該当しない支出を含めている。

## 9 購入先

購入先は、世帯で購入した品目について、品目ごとにその購入先を家計簿（11月分のみ）に記入する方法で調査した。

購入先の分類基準は下表のとおりである。

	購 入 先	分 類 基 準
通信販売	1 通信販売 (インターネット)	インターネット上で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態（いわゆるネットショッピング）をいう。
	2 通信販売 (その他)	「1 通信販売（インターネット）」以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で公告し、郵便、電話等で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態をいう。
店頭販売	3 一般小売店	次の「4 スーパー」～「8 ディスカウントストア・量販専門店」以外の小売店をいう。例えば、個人商店、ガソリンスタンド、書店、雑貨店、高級ブランドショップ、新聞小売店、チケットショップなどをいう。
	4 スーパー	食品、日用雑貨、衣類、電化製品など、各種の商品を、セルフサービスで販売する小売店をいう。
	5 コンビニエンスストア	食品を中心に、家事雑貨、雑誌など各種最寄り品を取りそろえ、セルフサービスで販売しており、店舗規模が小さく、24時間又は長時間営業を行う小売店をいう。
	6 百貨店	衣・食・住にわたる各種の商品を主に対面販売により販売しており、常時50人以上の従業員のいる小売店をいう。
	7 生協・購買	組合員の出資によってつくられている生活協同組合、農業協同組合や会社、官公庁が職員のために設けている購買部をいう。
	8 ディスカウントストア・量販専門店	店頭商品を原則的に全品値引きして安い価格を売り物としている小売店、家電や衣料品（ファストファッションを含む。）などの量販専門店、主に医薬品や化粧品を販売しているドラッグストア、均一価格で多様な商品を販売する小売店や格安チケットショップなどをいう。

その他	9 その他	上記以外の店、例えば、美容院、クリーニング店、間屋、市場、露店、行商、リサイクルショップなどをいう。 また、飲食店（レストラン、ファーストフード、居酒屋等）や自動販売機、電気料金や都市ガス料金などの支払もここに含める。
-----	-------	--

## 10 購入地域

購入地域は、世帯で購入した品目について、品目ごとに購入地域（「同じ市町村」、「他の市町村（県内）」、「他の市町村（県外）」）を家計簿（11月分のみ）に記入する方法で調査した。なお、預貯金の引出と預入、保険掛金、有価証券の購入や掛買い、月賦による代金の支払、通信販売での購入等については調査を行っていない。

## 11 名目増減率、実質増減率

実質増減率は、消費者物価変動を取り除いた増減率をいい、名目増減率は実際の集計結果を用いて算出した増減率をいう。

$$\text{実質増減率（％）} = \{ (100 + \text{名目増減率（％）}) \div (100 + \text{消費者物価指数の変化率（％）}) - 1 \} \times 100$$

「結果の概要」において費目別の実質増減率を求める際に使用した消費者物価指数は以下のとおりである。

消費支出、その他の消費支出（交際費を除く）、交際費 … 「持家の帰属家賃を除く総合」  
住居 … 「持家の帰属家賃を除く住居」  
上記以外の品目 … それぞれ該当する物価指数

## 12 年間収入

世帯における過去1年間（2019年調査では、2018年11月から2019年10月まで。）の収入（税込）で、勤め先からの収入、事業による収入、年金や給付金の受取金など、経常的に得ているものをいう。退職金、財産の売却で得た収入、相続により得た預貯金など、一時的な収入は含めない。

## 13 金融資産残高、金融負債残高

金融資産残高（貯蓄現在高）とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。

金融負債残高とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

具体的な内容例示は、『金融資産・負債の範囲と内容』に記載している。

### 負債保有率

全ての世帯のうち、負債（「住宅・土地のための負債」、「住宅・土地以外の負債」及び「月賦・年賦」のうちいずれか。）の残高を保有している世帯の割合をいう。

#### 14 住宅資産・宅地資産

住宅及び宅地については、『家計の住宅・宅地資産の価額評価方法』に基づき、それぞれの世帯ごとの資産額を2019年10月末時点で評価し、集計に使用した。

#### 15 家計資産総額

『結果の概要』においては、「純金融資産」（金融資産残高から金融負債残高を引いたもの）と、「住宅・宅地資産」（所有している住宅・宅地（居住しているもの以外を含む。))を合わせて家計資産総額としている（統計表における「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」に該当）。

## 金融資産・負債の範囲と内容

### 1 調査の範囲と内容

- 金融資産残高（貯蓄現在高）とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）・その他の金融機関への預貯金（利子を含む。）、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。
- 金融資産残高は、その種類によって金額の評価方法が異なる。
  - ・ 生命保険・損害保険・簡易保険：加入してからの払込総額
  - ・ 株式及び投資信託：2019年10月末日現在の時価による見積額
  - ・ 貸付信託・金銭信託及び債券：額面金額
- NISA（少額投資非課税制度）やiDeCo（個人型確定拠出年金）については、制度によらず、購入したものの種類（株式や投資信託など）によって、それぞれ該当する項目に含めている。
- 金融負債残高とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

金融資産・負債とするもの	金融資産・負債としないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単身赴任・出稼ぎなどで離れて暮らしている人の貯蓄・借入金（世帯内で管理している分）</li> <li>● 個人営業のための分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現金のまま保有しているいわゆるタンス預金</li> <li>● 知人等への貸金</li> <li>● 公的年金や企業年金の掛金</li> <li>● 手持ちの現金</li> </ul>

### 2 金融資産・負債の内容及び注意事項

項 目		内容及び注意事項
金融資産	預貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 期間の定めがなく、出し入れ自由なもの</li> <li>● 普通預金、当座預金、通常貯金、通知預金など</li> </ul>
	定期性預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定期間預け入れておくもの</li> <li>● 定期預金、積立定期預金、定期積金など</li> <li>● 定額貯金、定期貯金、財産形成貯金など</li> </ul>

項 目		内容及び注意事項	
金 融 資 産  ( 続 き )	生命保険 など	生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生命保険会社の終身保険、普通養老保険、こども保険、個人年金保険など</li> <li>●農業協同組合などの終身共済、養老生命共済、こども共済、年金共済など</li> <li>●掛け捨ての保険は含めない</li> </ul>
		損害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火災保険、傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険、積立生活総合保険など</li> <li>●積立型介護費用保険</li> <li>●掛け捨ての保険は含めない</li> </ul>
		簡易保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>●独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構で取り扱っている養老保険、終身年金保険、夫婦保険など</li> <li>●掛け捨ての保険は含めない</li> </ul>
	有価証券	貸付信託・ 金銭信託	●信託銀行に信託して運用する貸付信託、金銭信託
		株式	●2019年10月末日現在の時価で見積もった額
		債券	●国債、地方債、政府保証債、金融債など
		投資信託	<ul style="list-style-type: none"> <li>●株式投資信託、公社債投資信託など</li> <li>●2019年10月末日現在の時価で見積もった額</li> </ul>
	その他（社内預金など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●銀行の「金投資口座」、証券会社の「金貯蓄口座」など、金融機関で上記以外の貯蓄</li> <li>●社内預金、勤め先の共済組合、互助会（冠婚葬祭を目的としたものを除く）など金融機関外への預貯金</li> </ul>	
	（再掲）年金型貯蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>●財形年金貯蓄、個人年金信託、個人年金保険など、将来定期的に定められた額を受け取る制度がある貯蓄</li> <li>●公的年金（厚生年金，国民年金，共済年金）や企業年金（確定給付年金，厚生年金基金など）、国民年金基金は含めない</li> </ul>	
	金 融 負 債	住宅・土地のための負債	●住宅を購入、建築あるいは増改築したり、土地を購入したりするために借り入れた場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高
住宅・土地以外の負債		●生活に必要な資金（教育ローンなど）、個人事業に必要な資金（開業資金，運転資金など）を借り入れた場合の未払残高	
月賦・年賦		●乗用車や衣類などを月賦・年賦（分割払い）で購入した場合の未払残高	

## 家計の住宅・宅地資産の価額評価方法

住宅及び宅地を対象として、世帯ごとに2019年10月末日現在で推計した。また、住宅・宅地資産に純金融資産（金融資産残高－金融負債残高）を加えて純資産総額とした。

### 1 住宅資産の評価方法

#### ○ 現住居の住宅及び現住居以外の住宅（共通）

現住居の住宅の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

住宅の延べ床面積（㎡）×都道府県、住宅の構造別1㎡当たり建築単価×住宅の構造、建築時期別残価率

- ・住宅の構造：木造、防火木造、鉄骨・鉄筋コンクリート造、その他
- ・建築単価：国土交通省「建築着工統計」（2019年）の居住専用住宅の工事費予定額及び床面積から算出
- ・残価率＝ $(1 - \pi)^n$ 
  - π：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定められた定率法による償却率
  - n：建築時期からの経過年数

### 2 宅地資産の評価方法

#### (1) 現居住地の宅地（全国単身世帯収支実態調査の調査世帯を除く。）

現居住地の宅地の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

所有地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価

借地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価×借地権割合

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した各調査単位区の1㎡当たり評価額（「地価公示」又は「都道府県地価調査」から、各調査単位区に近い3地点を抽出し、距離の逆数により加重平均して評価額とした。）
- ・借地権割合：宅地が借地（地代を支払っている。）の場合、住宅の構造が「木造、防火木造、その他」については0.5、「鉄骨・鉄筋コンクリート造」については0.6を借地権割合とした。

#### (2) 現居住地の宅地（全国単身世帯収支実態調査の調査世帯）

現居住地の宅地の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

所有地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価

借地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価×借地権割合

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した市区町村別の1㎡当たり評価額（全国単身世帯収支実態調査は市区町村単位で現居住地を把握しているため、「地価公示」及び「都道府県地価調査」から「住宅地、宅地見込地」を抽出し、市区町村別の中位数を計算して評価額とした。）

- ・借地権割合：宅地が借地（地代を支払っている。）の場合、住宅の構造が「木造、防火木造、その他」については0.5、「鉄骨・鉄筋コンクリート造」については0.6を借地権割合とした。

(3) 現居住地以外の宅地

宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した市区町村別の1㎡当たり評価額  
（所在地の調査を市区町村名のみで行ったため、「地価公示」及び「都道府県地価調査」から「住宅地、宅地見込地」を抽出し、市区町村別の中位数を計算して評価額とした。）

なお、「地価公示」及び「都道府県地価調査」はそれぞれ年に1回の実施であることから、それぞれ2時点の評価額を用いて2019年10月末日の評価額となるよう時点調整を行っている。